

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 30 年9月7日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800058号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800075号

第1 結論

- 1 請求期間のうち、請求者のA社における平成27年2月1日から平成28年3月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成27年2月から同年6月までの標準報酬月額については24万円から30万円、同年7月から平成28年2月までの標準報酬月額については9万8,000円から30万円とする。

平成27年2月から平成28年2月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年2月から平成28年2月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、請求者のA社における平成28年3月1日から平成29年3月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成28年3月から平成29年2月までの標準報酬月額については9万8,000円から50万円とする。

平成28年3月1日から平成29年3月1日までの期間については、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和58年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成27年1月1日から平成29年3月1日まで

ねんきん定期便を見て、A社に勤務していた期間のうち、請求期間の標準報酬月額が低く記録されていることがわかった。調査の上、請求期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、訂正請求受付日(平成30年4月13日)において厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅している期間については厚生年金特例法を、その他の期間については厚生年金保険法を適用することとなることを踏まえて、請求期間のうち、平成27年1月1日か

ら平成 28 年 3 月 1 日までの期間については厚生年金特例法を、平成 28 年 3 月 1 日から平成 29 年 3 月 1 日までの期間については厚生年金保険法を適用し、記録訂正が認められるか否かを判断することとなる。

- 2 請求期間のうち、平成 27 年 2 月 1 日から平成 28 年 3 月 1 日までの期間について、請求者から提出された給与明細書及び給与所得の源泉徴収票、A 社の破産管財人から提出された貸金台帳並びに金融機関から提出された給与振込口座の預金元帳により、請求者は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、平成 27 年 2 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間は、報酬月額に見合う標準報酬月額(30 万円)に基づく厚生年金保険料を、同年 5 月 1 日から平成 28 年 3 月 1 日までの期間は、報酬月額に見合う標準報酬月額(50 万円)より低い標準報酬月額(30 万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間のうち、平成 27 年 2 月 1 日から平成 28 年 3 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額は、請求者から提出された給与明細書及び給与所得の源泉徴収票、A 社の破産管財人から提出された貸金台帳並びに金融機関から提出された給与振込口座の預金元帳により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、30 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が得られないが、年金事務所が保管している請求者に係る平成 27 年 7 月の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届に記載された報酬月額及び従前の標準報酬月額がオンライン記録における標準報酬月額と符合していることから、事業主は、上記給与明細書等で確認又は推認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、年金事務所は、請求者の平成 27 年 2 月から平成 28 年 2 月までに係る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

他方、請求期間のうち、平成 27 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの期間について、請求者から提出された給与明細書及び給与所得の源泉徴収票により推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による訂正は認められない。

- 3 請求期間のうち、平成 28 年 3 月 1 日から平成 29 年 3 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると 9 万 8,000 円とされている。

しかしながら、請求者から提出された給与明細書、A 社の破産管財人から提出された貸金台帳及び日本年金機構の回答より、請求者の A 社における請求期間のうち、平成 28 年 3 月 1 日から平成 29 年 3 月 1 日までの期間の標準報酬月額を 50 万円に訂正することが必要である。